

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年7月10日（月）午後3時00分～午後3時50分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員（12名） 推進委員（4名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	欠 席	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 農業委員（1名）4番 鵜山 久雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による申請について

議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 その他

1) 農地形状変更申請について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 農地認定について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 中川 徹 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から7月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員12名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は3名出席頂いております。

（会長 会議冒頭あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に 13番 中江委員と1番 西川委員 のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。

まず、議案第1号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による申請について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買により所有権を移転するための申請でございます。

番号1番、申請地、大字奥田198番(畑)380㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第3番目、奥田池より北東に約100mのところでございます。

以上、議案第1号につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた全部効率利用要件につきましては、譲受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事状況、また、現在保有しているすべての農地の耕作状況などから、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況から、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、現状もこの地域で営農しており、従前どおり地元農家団体とも協力し行うとのことで、農業上の総合的利用には支障がないものと考えます。

農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項による申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをお願い致します。議案第2号、農地法第5条の規定による申請について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地につき権利移転を行い、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井102番1(田)1,240㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅5戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、近鉄浮孔駅より北西に約200mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字曾大根439番の一部(田)973㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅2戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、総合公園より北に約10mのところでご

ざいます。なお、敷地の一部分が市街化編入抑制区域に指定されており、その部分は開発できず農地として残すため、一部地の転用申請でございます。申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第2号につきましては、2件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき
部会長 審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。
それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、田井の転用ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、北側は道路、南側と西側は里道、東側は宅地と雑種地で、隣接する農地はありません。土砂流出のないよう周囲にコンクリートブロックを設けて造成し、北側に調整池を設け、住宅5戸を建築されます。汚水は各戸に浄化槽を設けて、雨水は調整池を経て、それぞれ西側側溝から北側水路に排水されます。田井水利組合から同意を得ており、周囲への被害はないものと思われま

す。番号2番、曾大根の転用ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、北側と南側は道路、西側と東側は宅地で、隣接する農地はありません。土砂流出のないよう周囲にL字擁壁やコンクリートブロックを設けて造成し、住宅2戸を建築されます。汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水とともに南北の水路に排水されます。曾大根水利組合の同意を得ており、周囲への被害はないものと思われま

す。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転
事務局 用許可基準による検討事項について、事務局より説明をお願いします。

それでは説明させていただきます。

番号1番、田井の農地区分につきまして、申請地は近鉄浮孔駅より300m内に位置することから、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1年での完成を予定されているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番、曾大根の農地区分につきまして、申請地は宅地化面積の割合が40%を超える街区内に位置することから、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1年での完成を予定されているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、面積からして2戸は少ないようですが、土地の形状からしてやむを得ないものと考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議案第2号、農地法第5条の規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明致します。本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字奥田185番（畑）697㎡、同じく大字奥田191番（畑）1,004㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は期間満了のためでございます。

番号2番、申請地、大字奥田198番（畑）380㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、議案第1号の申請に伴う売却のためでございます。

以上、議案第3号につきましては、2件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 なしとの声がありましたので、議案第3号は事務局処理と致します。

続いて、議案第4号を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお願い致します。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字田井246番1（田）1,153㎡、同じく大字田井247番1（田）1,290㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和8年6月30日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字東中20番1（田）603㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和8年8月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご

質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議などが無いということで採決致します。
それでは、議案第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議案第4号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて、議案第5号その他の1番を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをお願い致します。

議案第5号、その他の1番、農地形状変更申請について説明を致します。

番号1番、申請地、大字市場684番1の一部(田)2,381㎡の内243㎡、申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第4番目、岡崎公民館より南東に約20mのところ です。

以上、農地形状変更申請につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会でご審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは報告させていただきます。

番号1番、市場の申請ですが、申請地は、水稻を作付けされている農地西側の一部分で、水はけが悪く土が柔らかくなりすぎて、水稻の作付けに支障があるため、その部分に約20cm盛土をし、畑として使用する計画です。作付け計画は、野菜を栽培する予定です。隣接する農地はなく、周囲に影響はないものと思われます。

農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告致します。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第5号、その他の1番、農地形状変更申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号その他の1番、農地形状変更申請については事務局処理に決定致します。

次に議案第5号、その他の2番、使用貸借権の消滅について議題と致します。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号、その他の2番、使用貸借権の消滅について説明致します

番号1番、解約する農地、大字池田297番1(田)2,680㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。理由は規模縮小のためでございます。

以上、使用貸借権の消滅については、1件の通知でございます。

ご審議の程よろしくお願ひ致します。

- 議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問等ないので、異議がないものとして採決致します。
 それでは、議案第5号、その他の2番、使用貸借権の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので議案第5号、その他の2番、使用貸借権の消滅については、事務局処理に決定致します。
 次に議案第5号、その他の3番、農地認定について議題と致します。それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号その他の3番、農地認定について説明致します。
 番号1番、申請地、大字根成柿295番42の一部(畑)234㎡の内215.24㎡。申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第5番目、愛の集い学園より南西に約200mのところ。なお、敷地の一部にコンクリートを敷き駐車場や野菜の洗い場として利用されている部分があり、その部分を除いての申請です。
 以上、農地認定につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。
 ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地性について農地部会においてご審議いただくことになっております。農地部会の審議の報告を願います。
- 部会長 それでは報告させていただきます。
 申請地は、宅地であった土地を開墾し野菜を作付けし畑として利用されています。法務局で登記地目も宅地から畑に変更されています。今後も継続して野菜を栽培し畑として耕作していくとのこと。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告致します。
- 議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問ないので採決致します。
 それでは、議案第5号、その他の3番、農地認定について賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号その他の3番、農地認定については事務局処理に決定致します。
 次に議案第5号その他の4番、専決処分の報告について議題と致します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、その他の4番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。
 本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和5年5月26日から令和5年6月26日までの受付分でございます。
 番号1番、転用届出地、磯野北町22番1(畑)237㎡、譲受人、譲渡人は表記

のとおりです。売買による所有権移転で、住宅への転用届出であります。令和5年6月14日に確認委員の西川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係、1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 報告第1号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の、西川委員、お忙しい中ご確認いただきありがとうございました。

議案審議につきましては以上でございます。委員の皆さんより何かございませんか。ないようでしたら、私より1点だけ申し上げます。

お手元に『農業委員及び推進委員の候補者一覧』を配布しております。推進委員の正式決定は、新委員任命後の委員会でおはかりすることになっております。

ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い致します。

最後に、7月19日をもって3年間の委員任期が満了いたしますので、一言ご挨拶を申し上げます。

(会長 任期満了あいさつ)

以上をもちまして、7月委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 中 江 彰

署名委員 西 川 達 也